

令和8年度自走式草刈機を活用したアダプト活動支援業務委託仕様書

1 委託業務名

令和8年度自走式草刈機を活用したアダプト活動支援業務

2 業務の目的

アダプト活動は、協働の精神に基づいて行われるボランティア活動であるが、高齢化や担い手不足により、将来にわたってアダプト活動を継続することが困難になりつつある。特に、草刈りについては、高齢者には重労働で危険を伴うものであることから、作業の負担軽減・安全性向上が課題となっている。

本事業は、県からアダプト団体に自走式草刈機の貸出しを行い、アダプト団体の負担軽減や安全性向上を図ることを目的とする。

3 委託期間

契約締結日から令和8年11月30日まで

4 業務の内容

(1) 下記仕様の草刈機3台以上の貸出

- ・操作方法 リモコン
- ・使用燃料 ガソリン
- ・対応傾斜 45度以内
- ・重量 370kg以内
- ・刈幅 700mm以内

(2) 管理・保守及び整備

- ・アダプト団体への貸出を行わない間は、善良な管理者としての注意をもって、維持管理すること。
- ・アダプト団体への貸出を行わない間に、機器の点検・整備を行うこと。

(3) 説明会の開催

- ・年4回以上開催すること。
- ・説明会は、実演機の提供並びに機器及び操作の説明、操作の実演、操作体験の機会提供を行うこと。
- ・説明会受講者から、注意事項同意書を徴収すること。

(4) 機器保険

- ・機器の破損、盗難等に備え、機器保険を提供すること。（自然災害、故意又は重過失に起因するものを除く。）
- ・免責額は0円とし、県への損害賠償請求権を放棄すること。

(5) トラブル対応

- ・8時から17時の間、機器故障時の問題発生時に連絡を受け付け、対応すること。

(6) 上記に付随する事務

- ・納品書、引取書、使用報告書を受け付け、とりまとめ後、県庁担当課へ送付すること。

5 委託業務に関わる条件

受託者は、次に掲げる条件を前提として業務を遂行すること。

- (1) 自走式草刈機に見識を有する者を上記業務に従事させること。

- (2) 操作説明会について、県が指定した場所・時間で開催すること。
- (3) アダプト団体が、清掃美化活動中に自走式草刈機に損害を与え、法律上の賠償責任を負った場合、県が利用団体の構成員を被保険者として加入している賠償責任保険を適用すること。
- (4) 業務（再委託した場合を含む。）の運営上取り扱う個人情報、契約書に定める事項及び関係法令その他の社会的規範を遵守し、適切に管理すること。
- (5) 業務の一部を第三者に委託する場合は、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて報告し、県の承諾を得ること。
- (6) 県が、業務実施過程で本仕様書記載の内容に変更の必要が生じ、協議を申し出た場合は、委託料の範囲内において、出来る限り仕様の変更に応じること。
- (7) 委託業務実施にあたっては県の指示に従うこと。

6 委託限度額

8, 398, 500円（消費税及び地方消費税を含む。）

7 実施体制

実施に当たっては、本業務の開始から終了までの間、事業実施方法や進捗状況の確認等、事業の円滑な実施の為に、事業内容を総合的に判断でき、かつ作業進行を適切に処理できる責任者及び正副担当者を配置すること。

また、県と綿密な連携を図りながら、業務が円滑に遂行できる体制をとること。

8 実績報告書の提出

(1) 実績報告書

受託者は、委託期間の終了後、実績報告書を作成し、速やかに県へ提出すること。

(2) その他報告書

受託者は、上記に定めのない書類の提出を県が求めた場合には、協議の上作成し、提出すること。

9 秘密保持

- (1) 本業務に関して、県から受領又は閲覧した資料等は、県の了解なく公表又は使用しないこと。
- (2) 本業務で知り得た県の業務上の秘密を保持すること。

10 その他

- (1) 当該業務の遂行方法等について不明な点が生じたときや本仕様書に定めのない事項に関しては、その都度県と協議して定めるものとする。
- (2) 県から業務の状況について報告を求められた場合は応じること。
- (3) 本業務に係る協議、打ち合わせ等の必要経費及びその他の経費は全て受託者の負担とする。
- (4) 業務に係る各種の証拠書類については、業務の完了する日の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。